

# 町名地番変更に伴う手続きについて

令和4年1月8日（土）から住所が変わります。

## 1. 新しい住所等の表し方

住所等の表し方は、次のように変更となります。

住所及び本籍 ……町名と地番が変わり、大字・小字が廃止されます。

【変更前】 蟹江町大字□□字○○○△△番地



【変更後】 蟹江町桜●丁目▲▲番地

(●は二丁目～四丁目)

## 2. 郵便番号の変更について

【変更前】 497-0031 または 0032



【変更後】 497-0038

## 3. 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、役場・法務局などが住所の書き換えを行うものと、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

### 住所変更手続きが必要ないもの《役場など官公署が書き換えるもの》

事 項	説 明
住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票、戸籍簿、固定資産名寄帳兼課税台帳	事業地区内にお住まいの方の住民票等は、役場において新しい住所に書き換えられます。
土地建物登記簿 （【表題部】の【所在・地番・家屋番号欄】）	新しい字名、地番、家屋番号を町が申請し、法務局にて変更します。ただし、所有権登記名義人などの住所は、本人の申請があるまで変わりません。
国民年金、厚生年金に加入中・受給中の方	原則として手続きの必要はありません。 （日本年金機構にマイナンバーが収録されていない方は、手続きが必要となる場合があります。詳しくは中村年金事務所（052-453-7200）へお問い合わせください。）

## 役場（保険医療課）が書き換えてお届けするもの

名称	変更箇所	該当の方	お届けする時期・方法
<u>国民健康保険に関する証</u> （内線 142・144） ・ 被保険者証 ・ 高齢受給者証 ・ 限度額適用認定及び標準負担額減額認定証	住所欄	各証をお持ちの方	<u>令和4年1月下旬に、簡易書留でお送りします。</u> （新しい証をお届けするまでは、お手元にある証をご使用ください。）
<u>後期高齢者医療保険に関する証</u> （内線 148） ・ 被保険者証 ・ 限度額適用認定及び標準負担額減額認定証 ・ 特定疾病療養受療証	住所欄	各証をお持ちの方	※ 役場窓口での受取りを希望される方は、保険医療課へ令和3年12月24日（金）までにご連絡ください。
<u>医療費受給者に関する証</u> （内線 146） ・ 子ども医療費受給者証 ・ 障害者医療費受給者証 ・ 母子・父子家庭医療費受給者証 ・ 後期高齢者福祉医療費受給者証 ・ 精神障害者医療費受給者証	住所欄	各証をお持ちの方	<u>令和4年1月下旬に、お送りします。</u> （新しい証をお届けするまでは、お手元にある証をご使用ください。）

## みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下の表に記載されているものは、法令等により、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があります。一部の手続き（法人の変更登記等）を除いて明確な期限はありません。みなさまのご都合に合わせて手続きをしてください。なお、手続きができるのは令和4年1月11日以降になりますのでご注意ください。

各種変更手続きには、「町名地番変更証明書」が必要になる場合があります。配布された枚数が不足する場合は変更日以降、役場政策推進課にて無料で追加発行します。

### ■ 住民課（窓口番号①）での手続きが必要となるもの（内線 191～193・195）

事項(なにを)	該当者(だれが)	提出書類(なにをもって)	期限(いつまで)
マイナンバーカード(※) 住民基本台帳カード	各カードをお持ちの方	各カード カードの暗証番号	随時、窓口にて 変更を行います。
在留カード 特別永住者証明書	カード又は証明書を お持ちの方	カード又は証明書	

※ マイナンバーカードを持っていない方でこれから申請する方は、変更日（令和4年1月8日）までに申請すると、マイナンバーカードの住所変更の手続きが別途必要となります。変更日以降に申請すると、住所変更の手続きは必要ありません。

※ マイナンバーが記載された通知カードの住所は、法律の改正により終了したため変更できません。

## ■ 保険医療課(窓口番号⑤)での手続きが必要となるもの(内線 145~147)

事項(なにを)	該当者(だれが)	提出書類(なにをもって)	期限(いつまで)
自立支援医療受給者証 (精神通院)	受給者証をお持ちの方	受給者証	随時、窓口にて 変更を行います。
身体障害者手帳	各手帳をお持ちの方	各手帳	
療育手帳			
精神障害者保健福祉手帳			

## ■ 介護支援課(窓口番号⑥)での手続きが必要となるもの(内線 131~134)

事項(なにを)	該当者(だれが)	提出書類(なにをもって)	期限(いつまで)
<u>介護保険に関する証</u> ・被保険者証 ・負担限度額認定証 ・負担割合証	各証をお持ちの方	各証	随時、窓口にて 変更を行います。
シルバー優待証明カード	カードをお持ちの方	カード 写真(縦 4cm×横 3cm)	

## ■ そのほかの機関での手続きが必要となるもの

事項(なにを)	提出先(どこに)	提出書類(なにをもって)	期限(いつまで)
土地・建物等の不動産の所有者の表示変更登記	名古屋法務局津島支局 0567-26-2423	町名地番変更証明書 登記申請書 ※詳しくは法務局にお尋ねください。	期限はありません ので必要なときに 申請してください。
抵当権などの表示変更登記			
会社などの法人の本店、支店 及び代表者の住所変更登記	名古屋法務局本局 052-952-8111 ※津島支局での相談は 可能になりました。	町名地番変更証明書 登記申請書 ※詳しくは法務局にお尋ねください。	2週間以内(支店所 在地は3週間以内) に変更の手続きを してください。 ※郵送での提出可
自動車運転免許証	愛知県運転免許試験 場または警察署	町名地番変更証明書 免許証	できるだけすみ やかに変更の手 続きをしてくだ さい。

事項(なにを)	提出先 (どこに)	提出書類(なにをもって)	期限 (いつまで)
自動車検査証	中部運輸局 愛知運輸支局 050-5540-2046	町名地番変更証明書 自動車検査証 委任状(所有者、使用者双方で来所できない場合に必要)	できるだけすみやかに変更の手続きをしてください。
軽自動車検査証	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 050-3816-1770		
飲食店等営業許可証	営業許可の届出をされている保健所	町名地番変更証明書 営業許可証	

※ 電気、電話、ガス等公共料金については、各社へお問い合わせください。

※ 金融機関口座、生命保険、携帯電話等個人で加入しているものについては、各関係機関へお問い合わせください。

※ 郵便局への住所変更の手続きは必要ありません。なお、実施日から1年間は、旧住所宛てでも転送されます。また、該当する方には、住所変更お知らせはがき(専用はがき)を郵送します。(郵便料金無料、1世帯50枚まで)

**蟹江町役場** 政策推進室 政策推進課

〒497-8601 海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

TEL 0567(95)1111 内線 111・112